

独立行政法人住宅金融支援機構

宅地防災工事融資のご案内 (高齢者向け返済特例)

宅地防災工事融資(高齢者向け返済特例)とは、宅地を土砂の流出等による災害から守るための工事を行うよう地方公共団体から勧告または改善命令を受けた満60歳以上の方に必要な資金をご融資するものです。

※ 元利均等返済等の宅地防災工事融資とは、融資金利等の借入れの条件が異なりますので、ご注意ください。

目次

I	お申込みの条件	
1	お申込みいただける方	2ページ
2	融資を受けることができる工事	3ページ
II	お借入れの条件	
1	融資額	4ページ
2	融資金利	4ページ
3	返済期間	4ページ
4	返済方法	5ページ
5	担保(抵当権)	5ページ
6	火災保険	5ページ
7	融資手数料	6ページ
8	その他	6ページ
III	お申込方法	
1	カウンセリング相談	6ページ
2	申込時期	8ページ
3	申込先	8ページ
IV	お申込時の提出書類	9ページ
V	お申込後の手続(機構融資手続の流れ)	13ページ
VI	その他の事項	
<1>	収入合算	16ページ
<2>	工事前審査に係る図面	16ページ
<3>	再度申込みについて	17ページ
<4>	収入情報取得サービスの取扱いについて	17ページ
<5>	お借入れ後の注意事項	18ページ
<6>	プライバシーポリシー(個人情報保護方針要約)	19ページ
(書式)	取扱金融機関の希望届(参考書式第70-01号)	21ページ
	提出書類送付書(参考書式第70-02号)	23ページ
	通知に関する申出書(参考書式第20-6号)	25ページ
	機構融資(高齢者向け返済特例)に関する確認書(第11-1号)	27ページ
	機構融資借入申込書(担保提供者に関する申出書)(参考書式第100号)	29ページ
	収入情報取得サービスの利用に関する申出書(参考書式第105号)	31ページ

I お申込みの条件

1 お申込みいただける方

(1)から(5)までの全てに当てはまる方です。

- (1) 自ら居住する家屋が存する宅地（事業の用に供するものを除く。）に次のアからウまでのいずれかの勧告（以下「勧告」といいます。）または次のエからカまでのいずれかの改善命令（以下「改善命令」といいます。）を受けた方

勧告	ア 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第22条第2項または第41条第2項または第46条第2項による勧告 イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項による勧告 ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第1項による勧告
改善命令	エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第1項もしくは第2項、第42条第1項もしくは第2項または第47条第1項もしくは第2項による改善命令 オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第1項または第2項による改善命令 カ 建築基準法第10条第3項による改善命令

- (2) 勧告を受けた日から2年以内または改善命令を受けた日から1年以内にお申込みをされる方
- (3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方

【総返済負担率基準】

年収	400万円未満	400万円以上
基準	30%以下	35%以下

【総返済負担率の計算式】

全てのお借入れの

年間合計返済額の1/12（ア） ÷ 年収の1/12（イ） × 100 = 総返済負担率（%）

ア 全てのお借入れとは、宅地防災工事融資のほか、住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。）、家賃、地代等で融資後も支払が継続するお借入れ等をいいます。ただし、携帯電話端末の割賦購入に係る分割代金は全てのお借入れには含める必要はありません。

また、総返済負担率算出時の宅地防災工事融資の毎月の返済額は、「防災関連融資金利（高齢者向け返済特例）のお知らせ」（チラシ）を参考に次のとおり算出してください。

$$\text{借入希望額（1万円単位）} \times \text{融資金利} \div 12 \text{（1円未満切捨て）}$$

イ 親族等の収入を合算できる場合があります。詳しくは、16ページの「収入合算」をご覧ください。

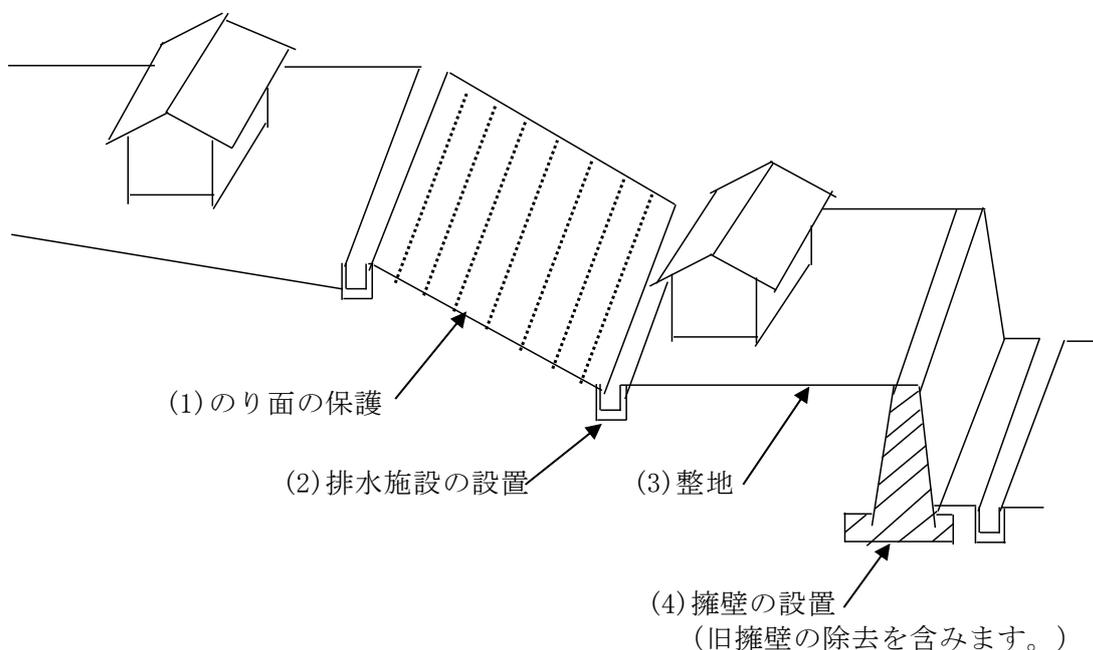
また、対象となる年収の取扱いにご不明な点がございましたら、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。

- (4) 申込日現在、満60歳以上の方
- ※ 借入申込前に、機構によるカウンセリング相談を受けていただきます。詳しくは6ページをご覧ください。
- (5) 日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項もしくは第22条の2第4項により永住許可を受けている方または日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条、第4条もしくは第5条による特別永住者の方）
- ※ 外国人の方は、12ページの【外国人の方の場合】のアおよびイの書類をご提出ください。
- ※ 外国人の方が連帯債務者、融資物件の共有者または担保提供者となる場合も同様です。

2 融資を受けることができる工事

次の(1)から(5)までのいずれかの工事が対象となります。

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| (1) のり面の保護 | (2) 排水施設の設置 |
| (3) 整地 | (4) 擁壁の設置 (旧擁壁の除去を含みます。) |
| (5) その他 (例：ネットフェンスの設置) | |



! ご注意

- ・ お申込み時に上記の条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方は融資をお断りしたり、融資額が減額されることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資金の残金全額を一括して繰上返済していただきます。

II お借入れの条件

1 融資額

次の(1)から(3)までのいずれか低い金額が限度となります(10万円以上、1万円単位)。

- (1) 1,190万円
- (2) 宅地防災工事に必要な費用
- (3) 機構による担保評価額(工事を行う宅地およびその宅地に存する家屋の合計額(1万円未満切捨て))
宅地: 固定資産税評価額×10/7×60%
家屋: 固定資産税評価額×10/7×60%

【融資に係る資金計画に国または地方公共団体等から受ける補助金を充てる場合】

融資に係る資金計画に国または地方公共団体等から受ける補助金(以下「補助金」といいます。)を充てる場合は、借入申込時に「補助金に関する申出書(参考書式第18号)」をご提出ください。

ただし、補助金が「被災者生活再建支援金」等の生活再建を目的としたものである等、その用途が住宅工事等に限定されていない場合(※)は対象外です。

※ 補助金の用途に関する制限については、補助金を交付する国または地方公共団体等にお問い合わせください。

なお、「補助金に関する申出書(参考書式18号)」のご提出にあたっては、次の事項に同意していただく必要があります。

(補助金に係る同意事項)

- (1) 機構の融資額(以下、融資額といいます。)と補助金の合計は、融資の対象となる費用(以下、融資対象費用といいます。)以内であること。

$$\text{融資対象費用} \geq \text{融資額} + \text{補助金}$$

このため、次のアまたはイの状況が生じた場合、速やかに取扱金融機関(郵送申込又はWeb申込の場合は機構)に申し出ること。

- ア 補助金が増額となり、融資額と補助金の合計が融資対象費用を超える場合
 - イ 融資対象費用が減額となり、融資額と補助金の合計が融資対象費用を超える場合
- (2) 資金交付前に(1)のアまたはイの状況が生じた場合、融資対象費用を超える額(万円単位)は融資額から減額されること。
 - (3) 資金交付後に(1)のアの状況が生じた場合、融資対象費用を超える額(万円単位)は一部繰上返済すること。

! ご注意

返済に懸念がある等、返済計画や担保の状況によっては、融資をお断りしたり、融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 融資金利

- (1) 借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。(*1)
- (2) 原則として、毎月見直します。(*2)

(*1) 郵便の消印の日付を申込受理日とし、申込受理日時点の金利が適用となります。

(*2) 宅地防災工事融資ではお申込みいただいた時点での融資金利が適用されますので、融資の途中で融資金利の見直しにより金利が引き下げられても、お客様の融資金利は変更されません。見直し後の金利をご希望の場合は、お申込みを取り下げいただき、改めてお申込みをやり直していただくことが必要となります。ただし、その場合、お申込みをやり直した時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。15ページの「再度申込みについて」を十分ご確認の上、手続を行ってください。

最新の融資金利については、「防災関連融資金利(高齢者向け返済特例)のお知らせ」(チラシ)または機構ホームページ(www.jhf.go.jp)の「金利情報」でご確認いただくか、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。

3 返済期間

申込人(連帯債務者を含みます。)全員がお亡くなりになるときまでです。

4 返済方法

- ・毎月のお支払は、利息のみです。
- ・毎月の返済額は、以下の計算式により求めることができます。

$$\frac{\text{借入希望額} \times \text{融資金利}}{12} \text{ (1円未満切捨て)}$$

- ・借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。

なお、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方が融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただいた場合で債務が残ったときは、残った債務について相続人の方が支払う必要はありません。

※ ボーナス併用払いは、ご利用いただけません。

! ご注意

- ・借入申込時に満60歳以上の同居する親族がいらっしゃる場合でその方を連帯債務者にされないときは、申込人が亡くなられた際にその同居する親族がご存命中であっても、毎月のお支払を継続することができなくなり、元金等を一括返済していただくこととなります。
- ・申込人がご存命中に元金の全部または一部を繰り上げて返済することができます。繰り上げて返済する場合の詳細は、18ページの「お借入後の注意事項」をご覧ください。
- ・申込人がご存命中に元金の全部を繰り上げて返済し完済された場合または申込人全員が亡くなられたときに相続人の方が手元金等で完済された場合は、融資住宅等を売却する必要はありません。
- ・これらの方法によらず融資住宅等を相続人の方に残したい場合または総支払額を減らしたい場合は、元利均等返済等の宅地防災工事融資で親子リレー返済または親孝行ローンのご利用をご検討ください。
- ・元利均等返済等の宅地防災工事融資と同じ融資金利および同じ返済期間で支払った場合でも、宅地防災工事融資（高齢者向け返済特例）は返済期間中に元金が減らないことから、元利均等返済等の宅地防災工事融資と比べても総支払額は多くなります。

5 担保（抵当権）

工事を行う宅地およびその宅地に存する家屋（以下「融資物件」といいます。）に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。

- ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客様の負担となります。
- ※ 融資物件に機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資または【フラット35】（買取型）のための抵当権が設定されている場合で当該抵当権に係る融資の返済を継続される場合は、今回の宅地防災工事融資（高齢者向け返済特例）のための抵当権を第1順位とする抵当権の順位変更を行っていただきます。
- ※ 他の借入金のための抵当権が設定されている場合でも、抵当権の順位変更等により、融資物件に必ず今回の宅地防災工事融資（高齢者向け返済特例）のための第1順位の抵当権を設定していただきます。
- ※ 宅地に抵当権を設定する場合で、当該宅地上に別の建築物（例：離れ等）があるときは、当該建築物についても機構のための抵当権を設定（順位は問いません。）していただきます。

6 火災保険

返済終了までの間、工事を行う宅地に存する家屋に次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。

- ※ 火災保険料は、お客様の負担となります。
- ※ 特約条項については、次の要件に抵触しないものであれば付帯して差し支えありません。

契約者	融資の申込人または建物の担保提供者であること。
種類	損害保険会社等が扱う火災保険または法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】 J A 共済、J F 共済、全労済、都道府県民共済、CO・OP 共済

補償対象	建物の火災（地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災を除きます。）による損害を補償対象としていること。
保険金額	機構の総借入額以上であること。ただし、総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
付保の継続	返済終了するまでの間、火災保険を付保すること。 火災保険の保険期間は最長5年であるため、返済終了までの間に火災保険が満期になった場合は、火災保険の更新手続または新規加入手続が必要です。 保険期間および保険料払込方法は問いません。

7 融資手数料

融資手数料は、必要ありません。

8 その他

- ・以下については、ご利用できません。

親子リレー返済	親孝行ローン	団体信用生命保険
---------	--------	----------

- ・申込人の方が内縁関係、婚約関係または同性パートナーの関係である場合は、申込人の方に融資の対象となる宅地に存する家屋を有していただきます（持分の割合は問いません）。

III お申込方法

1 カウンセリング相談

お客様の利益を保護し、商品内容を十分にご理解いただいた上でお申込みいただくため、借入申込前に、機構によるカウンセリング相談を受けていただきます。

(1) カウンセリング相談を受けていただく方

申込人（連帯債務者を含みます。）全員

カウンセリング相談に関するお願い

- ・申込人（連帯債務者を含みます。）の法定相続人がいる場合は、可能な限り、カウンセリング相談にご同席ください。
- ・申込人にならない配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーをいいます。）の方がいる場合は、カウンセリング相談への同席を強く推奨いたします。なお、申込人にならない配偶者等の方は、「機構融資（高齢者向け返済特例）に関する確認書（第11-1号書式）」（本ご案内27ページ）をご確認の上、お申込みの際にご提出いただく必要があります。

【よくある質問】融資対象の住宅に夫婦で居住するとき、誰が申込人となればよいですか。

- ・満60歳以上の方であれば、ご夫婦でお申込みいただけます。その際、どちらか一方が申込本人となり、もう一方が連帯債務者となっていただきます。この場合は、どちらか一方がお亡くなりになったときに、もう一方が毎月のお支払いを継続することで、引き続き融資対象の住宅にお住まいいただけます。
- ・ご夫婦のどちらかが単独でお申込みいただくことも可能です。ただし、単独でお申込みの場合は、申込本人がお亡くなりになった際、住宅および土地を売却するか、引き

続きお住まいになるために元金の一括返済が必要となりますので、ご注意ください。
・ご夫婦のどちらか一方が満 60 歳未満のため、満 60 歳以上の方が単独でお借り入れいただいた場合で、その後に配偶者の方が満 60 歳以上となり、かつ、ローン契約者に加わることを希望される場合は、機構にご相談ください。

(2) カウンセリング相談の概要

① 商品概要説明

機構の担当者から、商品概要についてご説明します。

② ご確認事項

機構の担当者から、お客さまご本人が商品内容やお借入れの条件について十分に認識し、返済計画を含めたお借入れに関する判断・意思決定をご自身で行うために必要な内容をご理解されているかを確認させていただきます。質問に対し明確にお答えいただけない場合や、商品内容やお借入れの条件について十分にご認識いただけていないと判断される場合には、融資のお申込みをお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

③ カウンセリング相談の有効期間

カウンセリング相談を行った日から 1 年

※ 有効期間内に借入申込みが受理されない場合は、カウンセリング相談が無効となります。有効期間経過後に借入申込みを希望する場合は、再度、カウンセリング相談を受ける必要があります。

(3) カウンセリング相談の実施形式

次のいずれかの方法により実施します。

① 機構支店への来店

※ 大規模災害発生時等、機構が災害復興住宅融資に関する現地相談会を実施しているとき、現地相談会での対応が可能な場合がありますのでご相談ください。なお、この場合も、(4)の事前のお申込みが必要です。

② Web 会議

※ 機構が指定する Web 会議システムを使用します。Web 会議のご参加にあたり、お客さまご自身で、大容量通信が可能なインターネット環境及びパソコン、タブレット又はスマートフォンをご準備いただく必要があります。

※ Web 会議に係る通信料は、お客さまのご負担となります。

※ Web 会議の実施方法や手順について、詳しくは下記の機構ホームページをご覧ください。
<https://www.jhf.go.jp/kojin/counseling.html>



③ 電話

※ やむを得ず、①は②によりがたい場合に限ります。

※ カウンセリング相談を受ける方が複数人いる場合、電話機のスピーカー機能により、すべての方が機構の担当者の音声を聞き取れるようにご準備ください。

(4) カウンセリング相談のお申込み

カウンセリング相談を受ける場合は、予め、機構カスタマーセンターにご連絡ください。

住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）

0120 - 086 - 353（通話無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420 >におかけください（通話料金ががかかります。）。

※ 電話相談は、土曜日および日曜日も実施します（受付時間：9:00～17:00。祝日および年末年始を除きます。）。

2 申込時期

年間を通じてお申込みいただけます。

3 申込先

1の機構によるカウンセリング相談を受けた上で、郵送により機構郵送申込係にお申込みください。

【郵送申込先】〒330-9890

埼玉県さいたま市大宮区宮町1-114-1 ORE 大宮ビル8階

独立行政法人住宅金融支援機構 郵送申込係

TEL 048-614-9300

- ※ 機構では、借入申込みの受付から融資承認の通知までを行い、契約やご返済等の手続は、お客さまが希望される機構融資取扱金融機関で行います。
- ※ 「機構融資取扱金融機関」は、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）で確認するか、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。
- ※ 機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資または【フラット35】（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の金融機関を取扱金融機関としていただきますが、現在ご返済中の金融機関が機構融資取扱金融機関ではない場合は、現在ご返済中の金融機関ではなく、お近くの機構融資取扱金融機関を取扱金融機関としていただきます。
- ※ 提出書類の原本提示や抵当権設定登記等の手続のためにご来店する金融機関とご返済する口座の金融機関は同一の金融機関としていただきます。

個人情報情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人および連帯債務者の個人情報情報が機構の加盟する個人情報機関または同機関と提携する個人情報機関に登録されている場合は、その個人情報情報を機構の融資審査に利用します。

また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人情報機関に登録します。

IV お申込時の提出書類

次の「提出していただく書類」の書類（各1通）を提出していただきます。

なお、審査上、「提出していただく書類」以外の書類（収入、工事費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

また、提出された書類は、原則として、お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

※ 次の表中で使用する「申込年の前年」とは、申込年が令和8年の場合は、令和7年1月1日から同年12月31日までのことをいいます。

■提出していただく書類

書 類 名	説 明	入手先
宅地防災工事資金借入申込書	自署欄に申込人全員が自署し、ご提出ください。押印は不要です。	カウンセリング相談時にお渡しします。
資金計画・返済計画表		
宅地防災工事融資（高齢者向け返済特例）カウンセリング相談結果確認書兼商品概要説明書		
個人情報の取扱いに関する同意書		
取扱金融機関の希望届（参考書式第70-01号）		本ご案内 21ページ
提出書類送付書（参考書式第70-02号）		本ご案内 23ページ
勧告書または改善命令書の写し	原本は、融資予約後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。	都道府県等
住民票	申込本人および連帯債務者の本籍地の記載があるものをご提出ください。 内縁関係の方と申し込まれる場合は同一世帯であることを確認します。	市区町村
通知に関する申出書（高齢者向け返済特例） （参考書式第20-6号）	通知義務者となる方の自署が必要です。	本ご案内 25ページ
【申込人にならない配偶者等の方がいる場合】 機構融資（高齢者向け返済特例）に関する確認書（第11-1号書式）	※ 配偶者等とは、配偶者、内縁関係にある方、 婚約関係にある方または同性パートナーをいいます。 ※ 申込人の配偶者等の方の自署が必要です。 ※ 配偶者等の方が連帯債務者として申し込む場合は提出不要です。	本ご案内 27ページ

書類名	説明		入手先
本人確認資料	<p>運転免許証（平成 24 年 4 月 1 日以後に交付された運転経歴証明書を含みます。以下同じです。）、マイナンバーカード、パスポート（住所の記載がされたものに限ります。）または健康保険の資格確認書のうちいずれかの写し</p> <p>※ 申込本人および連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。</p> <p>※ 運転免許証の裏面に記載事項がある場合は、両面の写しを提出してください。</p> <p>※ マイナンバーカード（写）をご提出いただく場合は、<u>マイナンバー（個人番号）が記載された裏面の写しのご提出は不要です。</u></p> <p>※ パスポートは、令和 2 年 2 月 4 日以降に申請されたものは、所持人記入欄が存在しないため、使用できません。</p> <p>※ 健康保険の資格確認書（写）をご提出いただく場合は、<u>保険者番号および被保険者等記号・番号が記載された部分を塗りつぶした上で</u>ご提出ください。</p> <p>※ 収入および納税に関する公的証明書として、「収入情報取得サービスより取得した収入証明書」をご提出いただく場合は、上記の写しのご提出は不要です。</p>		申込人
申込本人の収入および納税に関する公的証明書 申込年の前年分（1月～12月分）	給与収入のみの方 右のアまたはイの書類のうちいずれかのもの（*2）	<p>ア 次の a から c までのいずれかの証明書</p> <p>a 住民税課税証明書または住民税納税通知書 （支払給与の総額の記載があるもの）（*1）</p> <p>b 収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） *収入情報取得サービスについては17ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書（31ページ）をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。</p> <p>c 勤務先の社印のある源泉徴収票（支払給与の総額の記載があるもの）</p>	市区町村
		<p>イ 特別徴収税額の通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）（*1）</p> <p>※ 通常、毎年 5 月から 6 月までにかけて市区町村から勤務先を通して交付されます。市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。</p>	勤務先
	上記以外の方 右のアまたはイの書類のうちいずれかのもの（*3）	<p>ア 次の a から c までの全ての書類</p> <p>a 納税証明書（その 2・所得金額用）</p> <p>b 納税証明書（その 1・納税額用）</p> <p>c 確定申告書（写）</p>	<p>税務署</p> <p>aおよびbについては、電子納税証明書の提出も可</p>
		<p>イ 次の a および b の証明書</p> <p>a 次の (a) または (b) のいずれかの書類</p> <p>(a) 住民税課税証明書または住民税納税通知書 （支払給与の総額の記載があるもの）（*4）</p> <p>(b) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） *収入情報取得サービスについては17ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書（31ページ）をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。</p> <p>b 住民税納税証明書（納税額の記載のあるもの）（*5）</p> <p>※ a の証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載があり、または a の証明書に「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることが確認できる場合は、b の証明書の提出は不要です。</p>	市区町村
	公的年金収入のある方（*2）	<p>公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類（*6）</p> <p>（例示1）「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書（*7）</p> <p>（例示2）収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*7）（*） *収入情報取得サービスについては17ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書（31ページ）をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。</p> <p>（例示3）公的年金等の源泉徴収票</p> <p>（例示4）納税証明書（所得金額用）及び確定申告書（写）</p> <p>※ 非課税の年金（遺族年金、障害者年金等）を受給している場合は、（例示1）の書類で確認ができないことがあります。詳しくは機構カスタマーセンターにお問い合わせください。</p>	市区町村等

<p>(*1) 支払給与の総額の記載がある市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(*2) 提出できない時期においては、源泉徴収票（支払給与の総額の記載のあるもので、社印、公印は不要）を提出し、融資の契約時（中間資金を利用される場合は中間資金交付時）までに、給与収入のみの方はアまたはイの書類のうちいずれかのものを、公的年金収入のある方は公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類をご提出ください。【注】</p> <p>(*3) 提出できない時期においては、確定申告書（写）を提出し、融資の契約時（中間資金を利用される場合は中間資金交付時）までにアまたはイの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】</p> <p>(*4) 市区町村の発行した証明書で所得金額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(*5) 市区町村の発行した証明書で納税額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>(*6) 複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。</p> <p>(*7) 住民税課税証明書または収入情報取得サービスより取得した収入証明書に「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。</p> <p>【注】借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時までに提出していただいた書類の収入金額などが異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。</p>
--

書 類 名	説 明	入手先
工事をを行う宅地の登記事項証明書 （全部事項証明書）	申込日前2か月以内に発行されたもの ※ 登記情報提供サービスに取得した登記情報でも差し支えありません。	法務局
工事をを行う宅地上の家屋の登記事項証明書（全部事項証明書）		
工事をを行う宅地の固定資産評価証明書または固定資産税の課税明細書	申込年度と同一年度のものをご提出ください。	市区町村
工事をを行う宅地上の家屋の固定資産評価証明書または固定資産税の課税明細書		
【連帯債務者の収入を合算する場合】 連帯債務者の収入および納税に関する公的証明書	「申込本人の収入および納税に関する公的証明書」欄の書類と同じものを提出してください。	市区町村 勤務先 税務署
【申込年の前年1月以後に転職や就職をした場合】 転就職後の収入を証明する書類	次のアまたはイのいずれかの書類をご提出ください。 ア 給与証明書（参考書式第4の1の1号） 転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。 イ 給与明細書 割戻対象期間の全期間分をご提出ください。	勤務先 [書式は機構ホームページ] 申込人
【担保提供する方がいる場合】	機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第100号）	本ご案内 29ページ

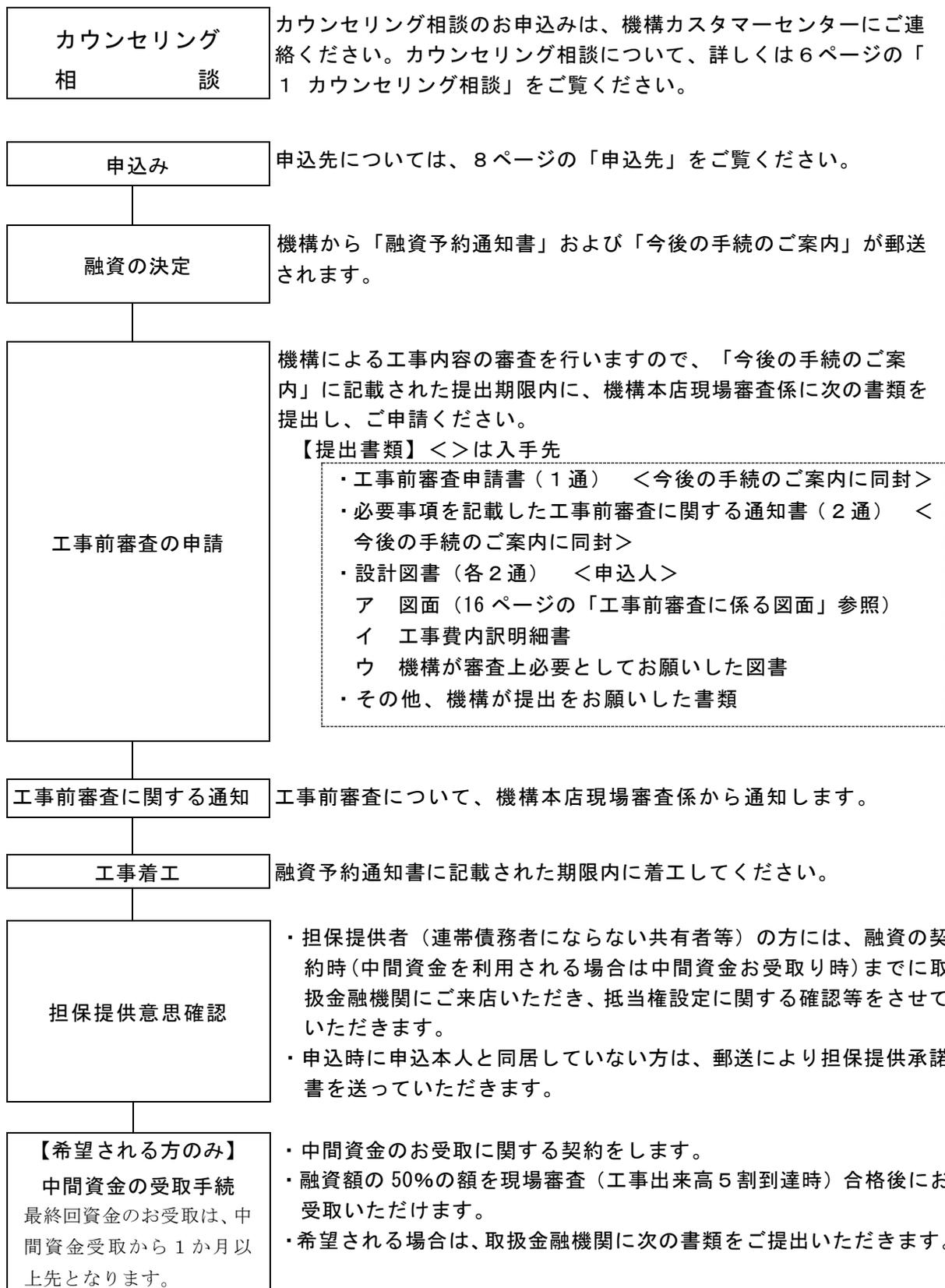
書 類 名	説 明	入手先
<p>【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類</p>	<p>外国人の方は、次のアおよびイの書類を提出してください。</p> <p>ア 次の a から c までのいずれかの書類の写し</p> <p>a 在留カードまたは特定在留カード※ (出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定されているもの)</p> <p>b 特別永住者証明書または特定特別永住者証明書※ (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条に規定されているもの)</p> <p>c 外国人登録証明書 (旧外国人登録法 (昭和 27 年法律第 125 号) 第 5 条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの)</p> <p>イ 住民票</p> <p>※ 特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始は令和 8 年 6 月 14 日が予定されており、運用開始日以降、確認書類とすることができます。</p>	<p>申込人</p> <p>申込人</p> <p>申込人</p> <p>市区町村</p>
<p>【次の①から③までのいずれかに該当する方の場合】</p> <p>① 申込本人と連帯債務者が同性パートナーの場合</p> <p>② 申込本人と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合</p> <p>③ 連帯債務者と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合</p> <p>同性パートナーであることを証する書類</p>	<p>次のアまたはイのいずれかの書類の写しをご提出ください。原本は、融資予約後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。</p> <p>ア 次の①および②の内容が確認できる地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書、宣誓書受領証またはこれに準ずる書類</p> <p>① 同性パートナーの二人のうち、いずれかの現住所または取得物件所在地の地方公共団体が発行しているものであること。</p> <p>② 確認書類を発行した地方公共団体が、紛失または無効となった証明書等の番号をホームページ上に掲載している場合は、これに該当しないことが確認できること。</p> <p>イ 次の①および②の趣旨が明記されている同性パートナーに関する合意契約に係る公正証書の正本または謄本</p> <p>① 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。</p> <p>② 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。</p>	<p>市区町村</p>

V お申込後の手続（機構融資手続の流れ）

取扱金融機関にご来店の際は、本人確認資料（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（住所の記載があるものに限ります。））または健康保険の資格確認書（注）をご持参ください。運転免許証等をお持ちでないなどの場合は、機構カスタマーセンターまたは取扱金融機関にお問い合わせください。

また、審査上、次に記載している提出書類以外の書類の提出（提示）をお願いすることがありますので、ご了承ください。

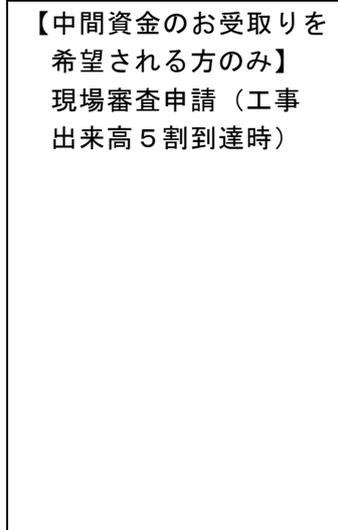
（注）融資の契約の締結のために来店される場合において、健康保険の資格確認書を本人確認資料とされるときは、健康保険の資格確認書のほか住民票などを併せてご持参いただく必要があります。





【提出書類】（各1通）<>は入手先

- ・ 中間資金交付申請書 <取扱金融機関>
※ 工事出来高が5割に達する概ね2週間前までに提出してください。
- ・ 融資基本約定書 <取扱金融機関>
- ・ 宅地およびその宅地に存する家屋の登記事項証明書（全部事項証明書）（2週間以内に発行されたもの） <法務局>
- ・ 印鑑証明書（申込本人および連帯債務者分）<市区町村>
- ・ その他、機構が提出をお願いした書類

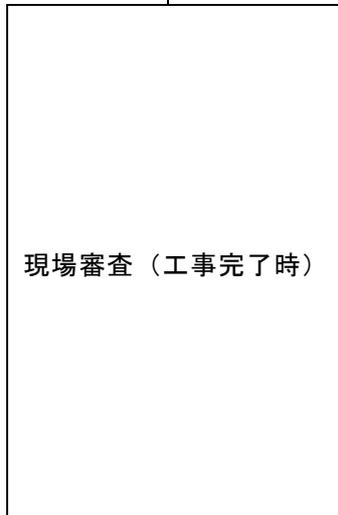
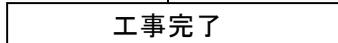


- ・ 宅地防災工事が適切に行われていることを機構本店現場審査係が現地で確認するものです（この審査には手数料は必要ありません。）。
- ・ 工事出来高が5割に達する概ね2週間前までに機構本店現場審査係に次の書類を提出し、申請してください。

【提出書類】<>は入手先

- ・ 現場審査申請書（1通） <今後の手続のご案内に同封>
- ・ 必要事項を記載した現場審査に関する通知書（2通） <今後の手続のご案内に同封>
- ・ 機構が審査上必要としてお願いした図書 <申込人>
- ・ その他、機構が提出をお願いした書類

- ・ 現場審査に合格すると、機構本店現場審査係から「現場審査に関する通知書」が郵送されます。

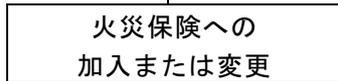


- ・ 宅地防災工事が完了したことを機構本店現場審査係が現地で確認するものです（この審査には、手数料は必要ありません。）。
- ・ 工事が完了する概ね2週間前までに機構本店現場審査係に次の書類を提出し、申請してください。

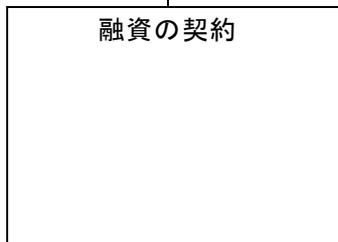
【提出書類】<>は入手先

- ・ 現場審査申請書（1通） <今後の手続のご案内に同封>
- ・ 必要事項を記載した現場審査に関する通知書（2通） <今後の手続のご案内に同封>
- ・ 機構が審査上必要としてお願いした図書 <申込人>
- ・ 工事請負契約書等の写し <申込人>
- ・ その他、機構が提出をお願いした書類

- ・ 現場審査に合格すると、機構本店現場審査係から「現場審査に関する通知書」が郵送されます。



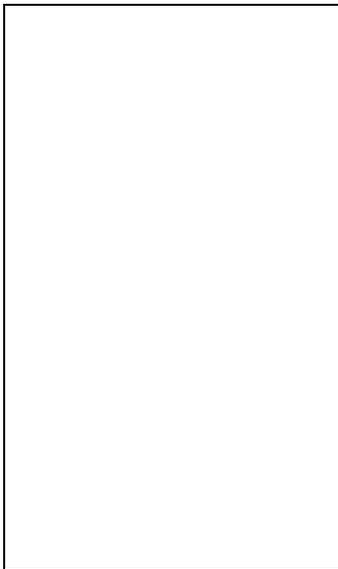
- ・ 工事完了後、融資の契約までに火災保険に加入いただくか、必要に応じて既に加入している火災保険の保険内容を変更してください。



- ・ 現場審査（完了時）合格後に融資の契約（金銭消費貸借（抵当権設定）契約）を締結および抵当権の設定登記をします。
- ・ 取扱金融機関に次の書類をご提出いただきます。

【提出書類】（各1通）<>は入手先

- ・ 金銭消費貸借抵当権設定契約証書 <取扱金融機関>
- ・ 返済額のご通知 <申込本人>



- ・工事を行った宅地およびその宅地に存する家屋の登記事項証明書（全部事項証明書）（2週間以内に発行されたもの）
＜法務局＞
- ・印鑑証明書（申込本人および担保提供者は各2通、連帯債務者は1通）＜市区町村＞
- ・抵当権設定登記に関する委任状 ＜取扱金融機関＞
- ・の登記済証（権利証）
＜申込本人＞
※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記を行う司法書士または取扱金融機関にご提出ください（登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れ、封緘した上で提出してください。）。
- ・登記原因証明情報 ＜取扱金融機関＞
- ・その他、機構が提出をお願いした書類

最終回資金のお受取

※ 融資金のお受取は、抵当権設定後になりますので、融資の契約から1か月程度かかります。

資金は、抵当権設定登記の手続を終えた後に交付します。

※ 中間資金を利用された方は、最終回資金のお受取時に中間資金に対する利息をご精算いただきます。

！ ご注意

- ・土地先行資金および中間資金のお受取りは、契約締結から2～3週間（資金交付申請から2か月）程度かかります。また、最終回資金は、原則として抵当権設定登記後のお受取りとなりますので、契約締結から1か月（工事完了（資金交付申請）から2か月）程度かかります。
- ・地震・噴火またはこれによる津波等の大規模自然災害、戦争・その他変乱、放射能汚染等が発生した場合は、当初予定していた時期に資金交付ができない場合があります。
- ・土地先行資金または中間資金を利用された方は、最終回資金のお受取時に土地先行資金または中間資金（利用されたものに限り）に対する利息をご精算いただきます。原則、利息等の諸費用を事前に差し引いて、最終回資金を交付します。
- ・資金をお受け取りいただく口座と返済金をご返済いただく口座は原則同一の口座となります。
- ・融資の決定の日から1年以内に金銭消費貸借契約を締結できないときは、融資の決定を取り消すことがあります。

VI その他の事項

< 1 > 収入合算

1 収入合算をすることができる方

次の①から③までの全ての要件にあてはまる方の収入を合算することができます。

- | |
|---|
| ① 申込本人との関係が次のいずれかにあてはまる方で、定期的な収入があること |
| ・ 融資宅地上の住宅に同居する申込本人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーをいいます。） |
| ・ 融資宅地上の住宅に同居する申込本人の配偶者以外の親族 |
| (*) 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。 |
| ② 申込時の年齢が満60歳以上の方で、日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方 |
| ③ 連帯債務者となる方 |

2 収入合算をすることができる金額

収入全額の合算が可能です。

< 2 > 工事前審査に係る図面

図面の種類	明示していただく事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路および目標となる建物	100,000分の1以上	
地形図	方位および宅地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとしてください。
宅地の平面図	方位および宅地の境界線ならびに切土または盛土をする土地の部分、がけ、擁壁および排水施設の位置	2,500分の1以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号をつけてください。
宅地の断面図	切土または盛土をする前後の地盤面	2,500分の1以上	高低差の著しい箇所について作成してください。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配および水の流れの方向ならびに吐口の位置および放流先の名称	500分の1以上	
がけの断面図	がけの高さ、勾配および土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ）、切土または盛土をする前の地盤面ならびにがけ面の保護の方法	50分の1以上	擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項を明示する必要はありません。
擁壁の断面図	擁壁の寸法および勾配、擁壁の材料の種類および寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置および寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質ならびに基礎ぐいの位置、材料および寸法	50分の1以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料および内径ならびに透水層の位置および寸法	50分の1以上	

< 3 > 再度申込みについて

融資手続中に、お申込み時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、今回のお申込みを取り下げ、再度申込みをすることができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

再度申込みをする場合は、次の(1)から(6)までの注意点について十分ご確認の上、手続を行ってください。詳しくは、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。

- (1) 再度申込みができる期間は、宅地防災工事融資の申込受付期間内で、現場審査（工事出来高5割到達時）の申請前までです。
- (2) 再度申込みをする場合は、借入申込書等の書類を再度ご提出していただきます。
- (3) 当初カウンセリングを行った日から1年経過後に再度申込みをする場合は、改めてカウンセリング相談を受けていただきます。
- (4) 融資額等の借入れの条件は、再度申込みをする時点での条件となりますので、当初のお申込みに適用された条件と異なる場合があります。
- (5) 再度申込みをされた場合は、当初のお申込み時点からの状況変化に伴い新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、融資をお断りすることがあります。
- (6) 再度申込み時点での審査の結果、融資を受けられなくなったり、融資額が減額された場合でも、一度取り下げられた当初のお申込みを復活させることはできません。

< 4 > 収入情報取得サービスの取扱いについて

お手持ちのマイナンバーカードを利用して、機構が提供する収入情報取得サービスにより取得した収入情報をご提出いただくことで、公的収入証明書等の提出に代えられます。

役所等に行く必要がなく、24時間、無料で取得できるメリットがあります。機構ホームページまたは右の二次元コードにアクセスの上、ご利用ください。



※ 第3土・日曜日およびシステムメンテナンス等、一部ご利用いただけない時間帯があります。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

取得費無料

いつでもどこでも

プリンターがなくても
対応可能

約10分とスピーディー

※巻末の参考書式をご利用いただけます。

※帳票のダウンロードまでの所要時間が概ね10分です。

ご利用イメージ

収入情報取得
サイト
へアクセス



マイナンバー
カード認証



収入情報取得
サイトから
帳票を
ダウンロード

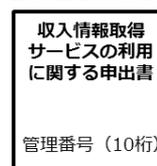


帳票出力



または

管理番号 (10桁)
を申出書に転記



提出

＜5＞ お借入後の注意事項

- 1 支払金は、お客さまの口座から原則として決められた期日に引き落とされます。口座の残高が不足することがないようにご注意ください。
- 2 機構との融資契約により次の場合は、融資金の残金全額を一括して繰上返済していただくことになります。
 - (1) 6か月以上、毎回の支払金（利息）の返済を怠った場合
 - (2) 無断で借入金に係る宅地または借地権を他人に譲渡した場合
 - (3) 借入金に係る宅地を、住宅部分を有する家屋の用に供する目的以外の目的に使用した場合
 - (4) 無断で借入金に係る宅地の形状を変更し、または第三者の賃借権を設定する等機構に損害を及ぼすような行為を行った場合
 - (5) 虚偽または不正な方法により融資の申込みを行った場合
 - (6) 反社会的勢力であることが判明した場合※ 上記により一括して繰上返済いただく場合は、融資金の残金全額についてお支払いいただきます（融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただく場合で債務が残るときは、残った債務についてもお支払いいただきます。）。
- 3 お客さまが希望される場合、支払日の変更ができますので、お支払中の取扱金融機関にご相談ください。
※ この手続には、手数料は必要ありません。
- 4 お支払中におけるお客さまの収入の変化によりまとまった蓄えができた場合、家計に余裕が生まれた場合等は、お支払の途中で融資金の全部または一部を繰り上げて返済していただけます。
なお、申込人（連帯債務者を含みます。）がご存命中に融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただく場合は、融資金の残金全額についてお支払いいただきます。
 - (1) 融資金の全額を繰り上げて返済する場合
繰り上げてご返済される1か月前までに、ご支払中の取扱金融機関にお申出ください。
 - (2) 融資金の一部を繰り上げて返済する場合
繰り上げてご返済される1か月前までに、ご支払中の取扱金融機関にお申出ください。
繰り上げて返済できる額は100万円以上です。
また、繰り上げて返済できる日（入金日）は月々の返済日です。※ この手続には、手数料は必要ありません。
- 5 融資住宅および土地の売却に伴う税金
 - (1) 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。相続人の方が融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただいた場合で債務が残ったときは、残った債務について相続人の方が支払う必要はありません。なお、返済が不要となる残債務分については、債務免除益とみなされ、一時所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。
 - (2) 融資住宅および土地を売却する場合、売却代金が当該住宅等の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

詳しくは、融資の契約後に機構ホームページ「ご返済中の方」
(www.jhf.go.jp/hensai/index.html) をご覧ください。



なお、ご不明な点は取扱金融機関へお問い合わせください。
また、返済の途中で事情が変わった場合（月々の返済でお困りになるような場合等）は、取扱金融機関または機構支店等に早めにご相談ください。

＜6＞ プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護および適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

1 個人情報の適正取得

機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入れ状況その他のお客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。

2 個人情報の利用目的

機構は、保有する個人情報を、借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する利用目的または取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

3 安全管理措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

機構は、役員および職員（再雇用職員、嘱託職員、臨時職員および派遣職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全管理に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

4 役員および職員の義務

次の(1)および(2)に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しません。

- (1) 機構の役員および職員またはこれらの職にあった者
- (2) 機構から個人情報を取り扱う業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含みます。）を受け、その委託業務に従事している者または従事していた者

5 委託先の選定および監督

機構は、個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全管理措置および体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。

また、機構は、個人情報の安全管理措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。

6 個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合で必要と判断されるとき。
- (2) お客さまの同意があるときまたはお客さまに提供するとき。
- (3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために必要と判断されるとき。
- (5) 明らかにお客さまの利益になると判断されるとき。
- (6) その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することがあります。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的および方法を制限し、個人情報の安全管理措置を講ずることを求めます。

また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構ホームページ上に公表します。

7 個人情報ファイル簿の作成および公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構ホームページ上および 9 のお問合せ窓口において公表します。

8 個人情報の開示、訂正および利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正および利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の手續および開示に係る手数料の額は、機構のホームページ上に公表します。

9 お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

- (1) 機構の店頭（借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。）
- (2) 機構のホームページ www.jhf.go.jp

記入日： 年 月 日

取扱金融機関の希望届

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

申込本人	氏名（自署）
------	----------------

連帯債務者	氏名（自署）
-------	----------------

融資手続、返済等につきまして、次の金融機関での取扱いを希望します。

<取扱金融機関の希望>

金融機関名	 	金融機関コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
支店名	 	支店コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

【ご注意】

1. 太枠内にご記入・ご捺印願います。
2. 取扱金融機関は、別紙「住宅金融支援機構融資業務取扱金融機関一覧表」から金融機関をご選択ください。
3. ご融資が決定した後に融資手続を行う取扱金融機関の店舗については、ご融資の決定のご通知と一緒にお知らせいたします。
なお、ご希望の支店でお手続きを行えない場合がありますので、予めご了承ください。

適用開始日：2024年4月1日

空 白

提出書類送付書

(宅地防災工事融資 (高齢者向け返済特例))

記入日:

年

月

日

- 融資の申込時に送付いただく書類欄にチェックをご記入ください。
必要となる書類の詳細は、「融資のご案内」をご覧ください。
- この提出書類送付書を送付いただく前に、コピーを作成していただき、当該コピーを保管してください。
- ご提出いただいた書類に不足がある場合は、お客さまのご負担にてご送付いたします。

<申込本人>

氏名

		書類名	
全ての方に ご提出いた だく書類	<input type="checkbox"/>	借入申込書	
	<input type="checkbox"/>	資金計画・返済計画表	
	<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いに関する同意書	
	<input type="checkbox"/>	カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書	
	<input type="checkbox"/>	申込本人の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し)	①運転免許証運転免許証(平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書を含む。) ②マイナンバーカード ③パスポート(住所の記載されたものに限る。) ④健康保険の資格確認書
	<input type="checkbox"/>	勧告書又は改善命令書の写し	
	<input type="checkbox"/>	申込本人の収入及び納税に関する公的証明書(1年分)	
	<input type="checkbox"/>	通知に関する申出書	
	<input type="checkbox"/>	住民票(申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載があるもの)	
	<input type="checkbox"/>	工事を行う宅地の登記事項証明書(全部事項証明書)	
	<input type="checkbox"/>	工事を行う宅地上の家屋の登記事項証明書(全部事項証明書)	
	<input type="checkbox"/>	工事を行う宅地の固定資産評価証明書又は固定資産税の課税明細書	
	<input type="checkbox"/>	工事を行う宅地上の家屋の固定資産評価証明書又は固定資産税の課税明細書	
<input type="checkbox"/>	提出書類送付書【この書式です。】		
連帯債務者が いる場合	<input type="checkbox"/>	連帯債務者の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し)	①運転免許証運転免許証(平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書を含む。) ②マイナンバーカード ③パスポート(住所の記載されたものに限る。) ④健康保険の資格確認書
	<input type="checkbox"/>	連帯債務者の収入及び納税に関する公的証明書(1年分)	
該当する場合 のみご提出 いただく書類	<input type="checkbox"/>	【申込本人・連帯債務者以外の担保提供者がいる場合】機構融資借入申込書(担保提供者に関する申出書)	
	<input type="checkbox"/>	【年金収入がある場合】公的年金の源泉徴収票等、年金の種類及び受給額の内容が確認できる資料	
	<input type="checkbox"/>	(書類名称)	

<機構記入欄>

申込受理日

年

月

日

令和8年4月

空 白

通知に関する申出書

年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

申込本人	住所			
	氏名 (自署)		TEL	
連帯債務者	住所			
	氏名 (自署)		TEL	
通知義務者	住所			
	氏名 (自署)		TEL	(携帯)
				(自宅)
	勤務先等 (上記以外の連絡先)		TEL	
	申込本人との続柄	<input type="checkbox"/> 法定相続人 <input type="checkbox"/> 法定相続人以外		

1. 通知義務者は、申込本人又は連帯債務者が死亡した場合に、速やかに貴機構受託金融機関に対して、その旨を通知することを確約いたします。
2. 通知義務者が法定相続人である場合、通知義務者は、申込本人及び連帯債務者が死亡した際、融資住宅及び敷地についての今後の方針と返済方法（融資住宅及び敷地を売却することにより元金を一括して返済又は法定相続人が手元金等で残債務を完済）を選択し、原則として6か月以内に貴機構受託金融機関に届け出ることについて同意します。
 ※ 法定相続人がいない場合は、住宅金融支援機構が融資住宅及び敷地を競売により売却し、元金に充当します。
3. 申込本人及び連帯債務者は、通知義務者が死亡、行方不明等で通知義務を履行することが困難となった場合には、当該通知義務者に代えて、他の通知義務者を選定し、本書式「通知に関する申出書」を改めて差し入れることを併せて確約いたします。
 なお、貴機構が申込本人又は連帯債務者の相続による債務の承継人を確定するため、申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載のある住民票が必要であることを認め、貴機構が当該目的に限り利用するために、当該住民票を添付いたします。

(特記事項)

1. 通知義務者は、法定相続人がいる場合、法定相続人とする。法定相続人がいない場合は、原則として、親族（内縁関係の方、婚約者及び同性パートナーを含みます。）とすること。
2. 申込本人、連帯債務者、通知義務者は必ず、本申出書の写しを保管すること。

空 白

機構融資（高齢者向け返済特例）に関する確認書

○下記の融資の借入申込み時に、配偶者等の方にはこの確認書をご提出いただきます。

対象：災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）・地すべり等関連住宅融資（高齢者向け返済特例）・宅地防災工事融資（高齢者向け返済特例）・リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証なしコース」・グリーンリフォームローン（高齢者向け返済特例）

※ 配偶者等の方が連帯債務者としてお申し込みされた場合は、ご提出の必要はありません。

○「ご確認いただく事項」をお読みいただき、配偶者等の方のご署名をお願いいたします。

○上記借入申込みを受理した後に、当住宅金融支援機構の担当者から連絡をさせていただきます。

ご確認いただく事項	
1	毎月のお支払は、利息のみとなります。
2	元金は、借入申込人（連帯債務の場合は、連帯債務者も含まれます。以下同じです。）全員が亡くなったときに、借入申込人の相続人から一括してご返済いただくか、当住宅金融支援機構のために抵当権を設定した融資住宅及び敷地を売却してご返済いただきます。 なお、融資住宅及び敷地を売却してご返済いただく場合は、売却代金によるご返済後に債務が残ったときであっても、借入申込人の相続人は当該残債務をお支払いいただく必要はありません。
3	借入申込人の相続人は、借入申込人全員が亡くなったときに、融資住宅及び敷地についての今後の方針と返済方法（借入申込人の相続人から一括してご返済いただくか、当住宅金融支援機構のために抵当権を設定した融資住宅及び敷地を売却してご返済）を選択し、原則として6か月以内に当住宅金融支援機構受託金融機関に届け出ていただく必要があります。
4	借入申込み時に満60歳未満である配偶者の方は、満60歳となった日以後、連帯債務者として借入申込人の債務にご加入できる場合がありますが、ご加入に当たっては、取扱金融機関にお申出の上、所定の手続きを行っていただく必要があります。 なお、債務へのご加入には、必要な審査があります。

私は上記の事項を確認しました。

確認日	年 月 日
氏名 (自署)	
連絡先	☎ () - () - ()

【機構記入欄】

機構確認年月日 (年 月 日) 確認者 _____

空 白

記入日 年 月 日

機構融資借入申込書 (担保提供者に関する申出書)

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込本人 (氏名) (自署)

連帯債務者 (氏名) (自署)

1. 私 (申込本人及び連帯債務者をいいます。) は、独立行政法人住宅金融支援機構 (以下「機構」といいます。) からの借入に当たり、取得する不動産に関連して、次表の担保提供者 (以下「担保提供者」といいます。) から担保提供を受けます。
2. 私は、担保提供者に関する個人情報について、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、提供することについて、本人の同意を得た上で、機構に提供します。
3. 私は、担保提供者が暴力団等の反社会的勢力に該当する場合 (該当する懸念があると機構が判断する場合を含みます。) には、融資の謝絶等が行われることを了承します。

担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓) (名)	申込と関係	申込人の係	
	住所	(〒 -)	生年月日	明治 大正 昭和 平成			年 月 日
担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓) (名)	申込と関係	申込人の係	
	住所	(〒 -)	生年月日	明治 大正 昭和 平成			年 月 日
担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓) (名)	申込と関係	申込人の係	
	住所	(〒 -)	生年月日	明治 大正 昭和 平成			年 月 日
担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓) (名)	申込と関係	申込人の係	
	住所	(〒 -)	生年月日	明治 大正 昭和 平成			年 月 日

金融機関
使用欄

適用開始日 : 2023年 4月 1日

空 白

収入情報取得サービスの利用に関する申出書

記入日 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

下記のとおり収入情報取得サービスの利用に関する情報を申し出ます。

申 込 本 人										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

連 帯 債 務 者										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

連 帯 債 務 者										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

《記入上のご注意》

1. 記入欄が不足する場合は、本書式を複数枚使用してください。
2. 管理番号は、収入情報取得サービスで取得した収入証明書の右上に記載されている 10 桁の管理番号を記入してください。

【管理番号の記載箇所】

管理番号	5ACA7DEF8C
------	------------

※収入証明書の上部

 DEVELOPMENT, J.A.C.C.L. 住宅金融支援機構	管理番号	5ACA7DEF8C
収入証明書		

適用開始日：2022年10月 1 日

<お問合せ先>

住宅金融支援機構 カスタマーセンター

0 1 2 0 - 0 8 6 - 3 5 3 (通話無料)

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、<TEL 0 4 8 - 6 1 5 - 0 4 2 0>におかけください (通話料金がかかります。)

※ 電話相談は、土曜日および日曜日も実施します (受付時間 9:00~17:00) (祝日および年末年始を除きます。)

【機構ホームページアドレス】 www.jhf.go.jp